



# 平成31年度より 上限が変更される任意継続 被保険者の標準報酬月額



会社を退職する従業員が退職後に加入できる健康保険は複数あります。その一つが退職前に加入していた健康保険に退職者が任意で継続的に加入する「任意継続」です。今回、この制度における保険料の上限が変更となることから、制度の概要と変更点をまとめておきましょう。

## 1.退職後の健康保険

従業員が会社を退職し、健康保険の被保険者資格を喪失した後に利用できる健康保険の選択肢は、主に①任意継続被保険者となる、②健康保険の被扶養者となる、③国民健康保険の被保険者となるの3つがありますが、それぞれ加入資格や保険料の負担額が異なります。

## 2.任意継続被保険者とは

会社を退職して資格を喪失した後でも、退職日までに継続して2ヶ月以上の被保険者期間があれば、退職日の翌日から20日以内に申請することで任意継続被保険者になることができます。その際の保険料は退職時の退職者自身の標準報酬月額により決定されますが、前年9月30日（※）における協会けんぽの全被保険者の標準報酬月額の平均額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額が上限となっています。なお、

在職中は保険料を会社と折半で負担していましたが、退職後は任意継続被保険者が全額を負担します。加入できる期間は最長2年間です。

※1月から3月までの標準報酬月額については、前々年

## 3.平成31年度の標準報酬月額の上限変更

2.の上限は毎年度見直されることとなっており、平成31年度は全被保険者の標準報酬月額の平均額が291,181円になったことに伴い、上限となる標準報酬月額が28万円から30万円に引き上げられることになりました。

今回の変更は、ここ数年に亘る最低賃金の大幅引き上げや人手不足に伴う賃金の引き上げが影響しているものと推測されます。なお、平成31年4月より前に任意継続に加入している被保険者で、標準報酬月額の上限が適用されている人についても自動的に上限の変更が適用されるため、負担している健康保険料が増加します。

任意継続被保険者の手続きは退職後のことであるため、通常従業員が自分で行うものですが、従業員から任意継続をする際の保険料等について会社に問い合わせがくることもあります。アドバイスできるように任意継続の仕組みを理解しておくともよいでしょう。また、任意継続被保険者となる手続きは会社を管轄する都道府県支部ではなく、従業員の住所地にある協会けんぽの都道府県支部で行うため、この点についても伝えておくともよいでしょう。なお、健康保険組合に加入している方については、組合ごとに標準報酬月額の上限が異なるため、組合へご確認ください。